

議案第 8 号

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出

北名古屋市長 太田 考則

提案理由

この案を提出するのは、適正処理困難物に当たる粗大ごみの処理に係る手数料及び高齢者等ふれあい収集に係る手数料の新設並びに事業系可燃ごみの処理に係る手数料の改定をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年北名古屋市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表第1 粗大ごみ（一般廃棄物のうち市長が規則で定めるもの）の項中「のうち」の次に「適正処理困難物を除き」を加え、同項の次に次のように加える。

粗大ごみ（一般廃棄物のうち適正処理困難物として市長が規則で定めるもの）	1個又は1組につき2,000円
-------------------------------------	-----------------

別表第1 事業系可燃ごみ（市長が指定する処理施設で処分するときの処理費用）の項中「32円」を「35円」に改め、同表に次のように加える。

高齢者等ふれあい収集	1月につき1,000円
------------	-------------

別表第1の備考を次のように改める。

### 備考

- 1 し尿（一般家庭等）とは一般家庭等常設くみ取式トイレから排出されるし尿をいい、し尿（事業用仮設トイレ）とは工事等により一時的に設置された移動可能なくみ取式トイレから排出されるし尿をいう。
- 2 適正処理困難物とは、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているものをいう。
- 3 高齢者等ふれあい収集とは、高齢、障害等の理由により、家庭から排出する一般廃棄物を市が定める排出の方法により排出することが困難な世帯に対し、市が戸別に一般廃棄物を収集し、及び安否確認をすることをいう。
- 4 高齢者等ふれあい収集について、月の途中に利用を開始し、又は終了した場合には、当該月は1月とする。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。